

平成 30 年度タンチョウ保護増殖事業実施結果

令和元年9月

北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所

1 給餌量調整について

タンチョウの生息地分散に向けて、平成 27 年度から給餌量の調整を実施。平成 30 年度は、環境省で給餌事業を行っている 3 箇所の給餌場（鶴見台給餌場、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場、阿寒給餌場。以下、三大給餌場。）において環境省委託の全量を平成 26 年度分より約 4 割削減した。

(1) 給餌実績(概要資料1-1)

平成 30 年度給餌量は、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリでは計画していた最大給餌量の約 92%、鶴見台では同 100%、阿寒給餌場では同 57% を給餌した。

平成 30 年度環境省委託給餌量

給餌場名称	最大給餌量	実際の給餌量
鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場	4,500kg	4,134kg
鶴見台給餌場	4,500kg	4,490kg
阿寒給餌場	6,630kg	3,782.45kg
合計	15,630kg	12,406.45kg

(2) 盗食・感染症対策(概要資料1-1)

餌の購入量減による経費の余力により、給餌場に入るハクチョウ、シカ等の追い払い事業を実施した。ハクチョウ、シカともに入り込み日数の割合は、前年度と比較するとやや増加していた。

(3) 三大給餌場におけるカウント(概要資料1-2)

三大給餌場において、タンチョウの飛来数が 1 日のうち最大と見込まれる時点で飛来数（成鳥、幼鳥）（以下、「日最大飛来数」という。）を毎日記録。日最大飛来数は、平成 30 年度は、三大給餌場全体としては、前年度と比較すると増加したが、平成 26 年度及び 28 年度と比較すると減少した。

(4)給餌場別給餌量(概要資料1-3)

平成30年度の給餌期間において各給餌場の合計給餌量を合計日最大飛来数で除し、給餌場別のタンチョウへの給餌量を比較検討した。各給餌場の給餌量は、鶴居・伊藤タンチョウタンクチュアリ給餌場でやや低くなっているものの、3大給餌場の平均では0.3kg/羽程度となり、昨年度の割合や北海道の給餌場(概要資料1-4)と比較しても、同等程度の状況にあったとみられる。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
鶴居・伊藤タンチョウタンクチュアリ給餌場	0.396kg/羽	0.251kg/羽	0.233kg/羽	0.183kg/羽
鶴見台給餌場	0.298kg/羽	0.206kg/羽	0.374kg/羽	0.303kg/羽
阿寒給餌場	0.988kg/羽	0.415kg/羽	0.360kg/羽	0.297kg/羽
平均	0.512kg/羽	0.298kg/羽	0.304kg/羽	0.247kg/羽

(5)平成30年度給餌量調整連絡会議の開催(平成30年6月14日)

平成30年度の給餌量の調整を行うにあたり、関係機関・実施者との意見交換を行った。

2 越冬地分散の進捗確認及び新規越冬地の現状把握

給餌量の調整を行うにあたり、越冬地分散の進捗、新規越冬地の確認のための調査を行った。また、道央・道北での普及啓発を行った。

(1)希少野生動植物種保護増殖事業(タンチョウ)委託業務(越冬分布調査)(概要資料1-5)

タンチョウ越冬分布調査を12月5日(水)及び1月25日(金)の2回実施した。1回目の調査では、1054羽、2回目の調査では1,031羽(1,397羽)確認された。2回目の調査は、例年と同様の時間で実施(午後3時頃)したが、カッコ内の数値は、釧路市阿寒、鶴居村の羽数について、関係機関による午前9時の給餌場カウント調査等による確認羽数を元に当該地区の飛来羽数を推計した参考記録である。タンチョウの確認個体数は、前年度1月の1,137羽より公式の数値では減少しているものの、参考数値では過去最多となった。

(2)目撃情報収集業務(概要資料1-6)

調査対象地は、オホーツク・根室・釧路・十勝・日高・胆振・空知の7振興局管内から、タンチョウの新たな越冬地となる可能性のある、給餌場等のない市町村とした。市町村別にみると、平成27,28年度の調査時に比べて、標津町、陸別町、足寄町、上士幌町、清水町、厚真町及び長沼町で新たに目

撃情報が得られた。

(3) 標本保存管理業務・傷病収容状況(概要資料1-7)

平成30年度タンチョウ傷病個体収容結果(死体を含む)は、33件となっており、うち栄養不良・衰弱個体は4件で、3件は給餌期間外(4月～10月)、1件は何らかの事故が前提での衰弱と考えられた。また、鶴居村の給餌場周辺の巡回においても、衰弱個体等は認められなかった。

(4) 越冬適地解析の検討(概要資料1-8)

次期分散行動計画案策定の基礎資料とすることを目的に、解析等及びタンチョウの専門家等によるワーキンググループを3回開催し検討した。解析に使用するデータ、解析方法等の課題を整理した。

(5) タンチョウ生息地分散基礎調査(概要資料1-9)

タンチョウとの共存が地域振興に繋がるような社会的受入れ体制の構築に資する普及啓発事業として、海外における野生生物と共生した地域振興事例に関する情報収集・整理を行った。あわせて道北・道央地域においてタンチョウに関する基礎知識の普及・認知度向上を目的としたシンポジウム等の普及啓発イベントを開催した。

3 農業被害対策

給餌量の調整を行うにあたり、農業・酪農業への被害拡大が懸念されることから、タンチョウによる農業被害の実態把握調査と普及啓発資料の作成を行った。

(1) 農業被害実態把握(概要資料1-10)

以前より被害が確認されている鶴居村と、近年被害が報告されるようになった標津町を対象とし、越冬期のタンチョウの農場内への侵入・被害の実態を把握し、巡視等を通じて、より有効な対策手法の検討を行った。鶴居村では、ヒアリングを行った農家では、1農家あたりの飛来数が増加傾向にあったものの、追い払いを希望する農家が多かったため、巡視時の追い払いは実施しなかった。

(2) 農業被害対策普及啓発資料の作成(概要資料1-11)

野生鳥獣の農業被害対策の情報を収集し、過去に実施したタンチョウの農業被害対策等検討の結果や農家等へのヒアリングを踏まえ、今後被害の拡大が懸念される農家及び地方自治体に向けた普及啓発媒体を作成した。

令和元年度タンチョウ保護増殖事業実施計画

令和元年9月

北海道地方環境事務所釧路自然環境事務所

1 給餌量調整について

(1) 三大給餌場における給餌量

タンチョウの生息地分散に向けて、令和元年度も給餌量の調整を予定通り実施。環境省で給餌事業を行っている3箇所の給餌場（鶴見台給餌場、鶴居・伊藤タンチョウサンクチュアリ給餌場、阿寒給餌場）において、合計の最大給餌量を平成26年度より約5割削減し、1袋30kg計算に直した13,020kgとする（表1）。

表1. 三大給餌場における最大給餌量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
鶴居・伊藤 タンチョウサンクチュアリ 給餌場	7,500kg	7,020kg	6,000kg	5,250kg	4,500kg	3,750kg
鶴見台給餌場	7,500kg	7,020kg	6,000kg	5,250kg	4,500kg	3,750kg
阿寒給餌場	11,040kg	9,300kg	8,820kg	7,740kg	6,630kg	5,520kg
合計	26,040kg	23,340kg	20,820kg	18,240kg	15,630kg	13,020kg

表2. 三大給餌場における実際の給餌量

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
鶴居・伊藤 タンチョウサンクチュアリ 給餌場	—	2,770kg	5,249kg	3,960kg	4,134kg	
鶴見台給餌場	—	3,480kg	3,360kg	3,370kg	4,490kg	
阿寒給餌場	—	9,300kg	8,820kg	3,800kg	3,782kg	
実際の 給餌量	—	15,550kg	17,429kg	11,130kg	12,406kg	

給餌に要するデントコーンは給餌事業により購入することを基本とし、可能な限り、余剰が生じないように購入する。

(2) 盗食・感染症対策

本事業の総事業費は平成30年度比で同程度を確保し、餌の購入量減による

経費の余力により、給餌場に入るハクチョウ、シカ等の追い払い事業を実施する。

(3) 三大給餌場におけるカウント

三大給餌場におけるカウントについて、例年通り実施予定。

(4) 1日分の給餌量調整

必要最小限以上の餌を給餌した場合、ハクチョウ、シカ等による盗食を誘引するおそれがある。このため、給餌量が必要最小限となるように給餌人と意見交換を実施し、給餌量調整に反映させる。給餌の具体的手法については、各給餌場別に関係者と話し合い、検討していく。

一日最大給餌量の設定は、三大給餌場において、日最大飛来数に応じて1羽あたり約0.3kgを共通の基準とし、各給餌場別に関係者と話し合い検討していく。

(5) 五大給餌場からみた調整

環境省における三大給餌場の給餌量調整を図る一方で、北海道が実施している給餌場での給餌についても状況を把握し、給餌によるタンチョウへの影響が局所的に集中しないよう調整を図る。

特に北海道が実施している給餌場の中でも飛来数の多い中茶安別及び音別の給餌場においては、上記と同様の手法・考え方で取組を実施できないかを北海道と調整していく。

なお、中茶安別及び音別以外の北海道が実施している給餌場では、タンチョウ一ないし数家族に対する給餌を行っている箇所であることから、本取組には当面含めないこととする。

2 越冬地分散の進捗確認及び新規越冬地の現状把握

(1) 希少野生動植物種保護増殖事業(タンチョウ)委託業務(越冬分布調査)

タンチョウの大まかな越冬分布・規模を把握して、生息地分散に供することを目的にタンチョウ越冬分布調査を2回に分けて実施する。将来的に分布状況を正確かつ効率的に把握できるよう、手法の検討を行う。

(2) 新規越冬地確認

これまでの新規越冬地、分散地の把握及び環境条件の調査結果等から越冬適地の解析手法について引き続き検討を行う。

(3) 個体の状態把握

傷病個体保護収容事業の一環として、釧路市動物園による剖検を引き続き実施。

(4) 4種(タンチョウ、シマフクロウ、オジロワシ、オオワシ) 合同による生息地環境整備

根釧地域における、シマフクロウを中心とした4種の生息環境整備に関する事業を実施。事業を実施する上で、タンチョウの生息地についても検討していく。

(5) 生息地分散に向けた生息状況把握・普及啓発

道央地域等におけるタンチョウの飛来等に係る情報収集および整理を行い、環境要因の分析を実施。また、道北地域において地域住民を対象としたタンチョウへの対応方法等にかかる普及啓発イベントを開催。

3 農業被害対策

給餌場周辺の農家の被害状況の把握。また、平成30年度に作成した農業被害対策の普及啓発資料の活用、講演会の実施。

4 次期計画の検討

- ・ 令和2年度までにタンチョウ生息地分散行動計画を改定
- ・ ワーキンググループや打合せ等を通じて関係者と調整を行う。

(1) 次期分散行動計画策定に係る計画の評価項目（越冬適地解析含む）の検討に関するWG

開催時期：(計3回) 1回目7月、2回目11月頃、3回目2月頃

(2) 次期計画策定のための関係者会議

開催時期：10月1回

(3) その他、関係者との調整は必要に応じて適宜実施